

令和7年度
【概要版】

～みなべ町空き家改修支援事業補助金のご案内～

管理不全空家等解消のため、補助対象者を大きく見直しました！

事業主



カフェや民泊施設に…
社宅活用もOK！

二地域居住者



二地域居住大歓迎！

地域貢献活動実施者



援農者の宿泊場所に…
子ども食堂や遊び場に…

Uターン者



親族が所有する空き家に居住する
Uターン者は、売買・賃貸借契約に
よらずに申請可能！

様々なアイデアで
空き家を活用して
地域を活性化！



補助金活用例

- ・フリースクール
- ・コミュニティスペース
- ・就労支援施設 等

補助対象者

1	移住者	(裏面に記載)
2	Uターン者	移住者のうち、みなべ町出身者が就業のために県外において2年以上勤務した後に、再び町内へ転入した者(※3親等以内の親族が所有する空き家も対象)
3	二地域居住者	県外に生活拠点をもち、本町へ住民票を移さずに1年のうち通算して1か月以上を本町に有する居所に滞在し、県内において活動しようとする者
4	事業主	空き家を「社宅」又は「開業場所」として利活用しようとする町内に事務所、事業所又は営業所を有する事業主(個人又は法人)
5	地域貢献活動実施者	空き家において地域貢献活動を行おうとする事業主、自治会又は町長が適当と認める団体
6	空き家の所有者等	所有権その他権利により、当該対象空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する個人(不動産業又はこれに類する業を営む個人を除く。)

補助対象事業

空き家を利活用するために必要な機能の一般的な改修・リフォームを行う工事

補助金額

改修工事費の3分の2(上限80万円)

■詳細は、みなべ町ホームページをご覧ください↓

裏面もご覧ください🔗

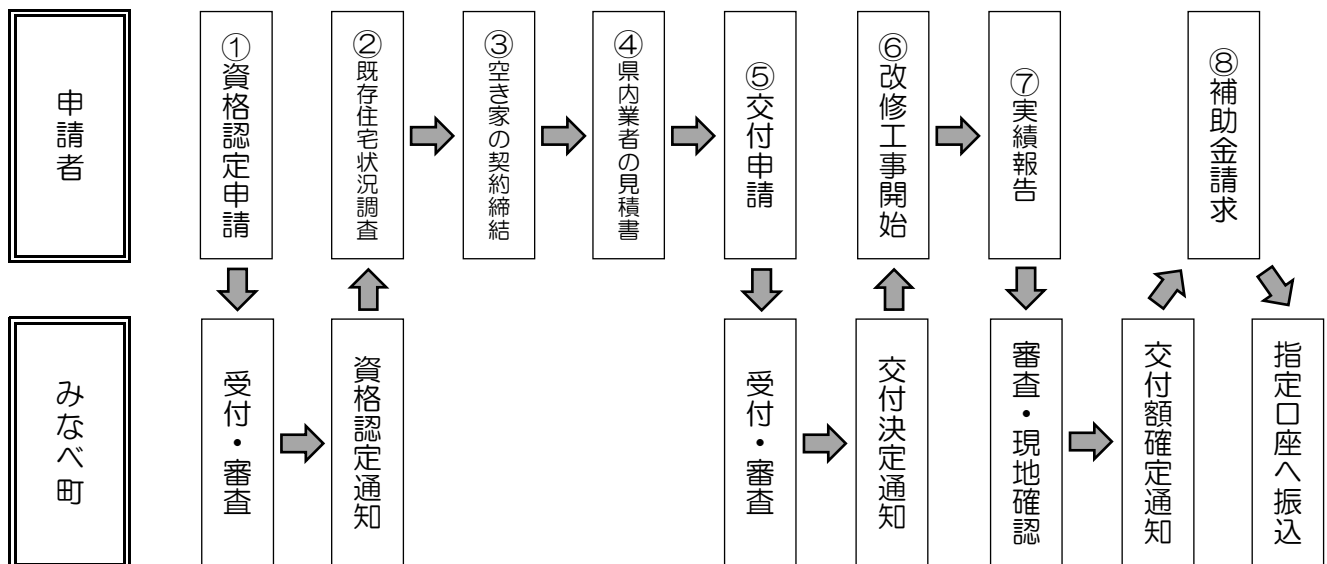


【問い合わせ先】 平日 8:30～17:15
みなべ町役場 政策推進課
TEL: 0739-72-2142

【本補助金における各用語の定義】

- 「空き家」
 - ・わかやま空き家バンクに登録された町内の物件
- 「移住」
 - ・みなべ町外から10年以上定住する意志を持って生活の拠点を町内に移し、本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める住民票を移すこと
- 「移住者」（以下のア～ウのいずれかに該当する者）
 - ア 移住前に交付申請書を提出する者にあつては、実績報告時に対象空き家に住民票を移す予定の者
 - イ 交付申請時において、対象空き家への移住後1年以内の者
 - ウ 対象空き家以外への移住後2年以内の者（交付申請時において2年以内の者）で、実績報告時に対象空き家に住民票を移す予定の者
- 「社宅」
 - ・事業主が被雇用者の居住を目的として購入又は借り上げた空き家
- 「開業」
 - ・空き家において地域の活性化に貢献できる事業を始めること
- 「地域貢献活動」
 - ・要綱の別表第1に定める活動分野及び活動内容のいずれかに該当する活動のこと
※活動の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する場合を除く

◇補助申請の流れ◇



【注意事項】

- ・補助対象はわかやま空き家バンクに登録された物件であり、未登録や居住中の家屋は対象外。
- ・対象空き家の売買又は賃貸借契約の締結前に、既存住宅状況調査が実施されていること。
- ・改修工事は、県内事業者（県内に本店又は支店等を有する事業者）に発注すること。※DIYは対象外
- ・補助対象工事の例を要綱の別表第3に記載していますので、事前にご確認ください。
- ・改修工事の見積書には、具体的な工事内容が確認できる内訳が記載されていること。
- ・交付決定前に実施された工事は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・「交付申請時の現況写真」と「実績報告時の完了写真」は同じアングルで撮影すること。
- ・工事開始後、交付申請時の工事内容に変更がある場合は、変更承認申請を行うこと。